

有価証券報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	10
4 【事業等のリスク】	11
5 【経営上の重要な契約等】	13
6 【研究開発活動】	14
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
(1) 【株式の総数等】	18
【株式の総数】	18
【発行済株式】	18
(2) 【新株予約権等の状況】	18
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	22
(4) 【ライツプランの内容】	22
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(6) 【所有者別状況】	23
(7) 【大株主の状況】	23
(8) 【議決権の状況】	24
【発行済株式】	24
【自己株式等】	24
(9) 【ストックオプション制度の内容】	24

2	【自己株式の取得等の状況】	29
	【株式の種類等】	29
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	29
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	29
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	29
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	29
3	【配当政策】	29
4	【株価の推移】	30
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	30
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	30
5	【役員の状況】	31
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	33
	(2) 【監査報酬の内容等】	36
	【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	36
	【その他重要な報酬の内容】	36
	【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	36
	【監査報酬の決定方針】	36
第5	【経理の状況】	37
1	【財務諸表等】	38
	(1) 【財務諸表】	38
	【貸借対照表】	38
	【損益計算書】	40
	【売上原価明細書】	41
	【株主資本等変動計算書】	42
	【キャッシュ・フロー計算書】	44
	【重要な会計方針】	45
	【会計上の見積りの変更】	45
	【追加情報】	46
	【注記事項】	46
	【セグメント情報】	62
	【関連情報】	62
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	63
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	63
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	63
	【関連当事者情報】	63
	【附属明細表】	65
	【有価証券明細表】	65
	【株式】	65

【その他】	65
【有形固定資産等明細表】	65
【社債明細表】	65
【借入金等明細表】	65
【引当金明細表】	65
【資産除去債務明細表】	65
(2) 【主な資産及び負債の内容】	66
(3) 【その他】	67
第 6 【提出会社の株式事務の概要】	68
第 7 【提出会社の参考情報】	69
1 【提出会社の親会社等の情報】	69
2 【その他の参考情報】	69
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	70
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月20日
【事業年度】	第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三原 寛司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル20階
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル20階
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	878,713	945,591	1,159,633	1,422,511	915,262
経常利益 (千円)	439,361	298,671	470,888	653,939	64,683
当期純利益又は当期純損失 (千円)	259,002	105,307	183,547	382,263	18,642
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	509,375	509,375	524,675	553,675	566,939
発行済株式総数 (株)	83,500	83,500	84,600	86,540	87,239
純資産額 (千円)	1,682,995	1,658,544	1,787,193	2,232,494	2,142,610
総資産額 (千円)	1,819,006	1,723,706	2,074,677	2,590,897	2,319,589
1株当たり純資産額 (円)	20,155.63	19,862.80	21,294.92	25,955.46	24,991.69
1株当たり配当額 (円)	1,554	630	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	3,233.33	1,261.16	2,195.18	4,505.16	217.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3,145.03	1,200.71	2,128.14	4,305.39	-
自己資本比率 (%)	92.5	96.2	85.9	85.8	91.8
自己資本利益率 (%)	19.94	6.3	10.7	19.1	0.9
株価収益率 (倍)	68.97	25.02	120.95	36.78	-
配当性向 (%)	48.1	50.0	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	209,756	192,798	469,525	457,890	49,512
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,320,606	149,813	430,000	558,013	393,939
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	482,653	127,874	60,074	57,839	76,515
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	224,088	438,825	418,280	1,492,023	972,056
従業員数 (人)	18	30	34	38	43

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は平成19年6月18日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

「Ubiquitous（ユビキタス）」とは、ラテン語で「同時にいたるところに存在する」つまり遍在するという意味です。1980年代からある「ユビキタス・コンピューティング」や「ユビキタス・ネットワーク」という概念から社名を命名いたしました。

ユビキタス・ネットワーク化が進むと、携帯電話、デジタル家電、ゲーム機器、AV機器など、身の周りのあらゆるものがネットワークに接続されたコンピュータで制御されるようになります。当社の創業者たちは、「いつでも、どこでも、誰でも」面倒な操作なしにユビキタス・ネットワークの利便性を享受できる快適な生活を実現させるために株式会社ユビキタスを設立いたしました。

年月	事項
平成13年 5月	東京都渋谷区西原三丁目において株式会社ユビキタスを設立
平成13年 8月	本社を東京都新宿区新宿三丁目 1 番13号京王新宿追分ビル 6 階に移転
平成13年11月	主力製品となる「Ubiquitous TCP/IP」の開発に成功
平成15年 5月	株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」がセキュリティ用Webカメラに採用
平成16年 3月	株式会社ルネサステクノロジ（現 ルネサスエレクトロニクス株式会社）との間で 「Ubiquitous TCP/IP」、「Ubiquitous Media Connect」、「Ubiquitous Rendezvous」に関する 包括使用許諾契約を締結
平成16年12月	第三者割当増資を行い、4 億 5 千万円を調達
平成17年 8月	任天堂株式会社との間でソフトウェア使用許諾契約を締結 「Ubiquitous TCP/IP」と「Ubiquitous SSL」を基に開発された通信プロトコルスタックが、「ニ ンテンドーDS」用の通信ライブラリに採用
平成18年 3月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号 新宿センタービルに移転
平成19年 4月	松下電器産業株式会社 半導体社（現 パナソニック株式会社 デバイス社）との間で、USB関連ソ フトウェアの使用許諾契約を締結
平成19年11月	ジャスダック証券取引所NEOに株式を上場（NEOの第一号銘柄）
平成20年 8月	Ubiquitous TCP/IPの累計出荷ライセンス数が一億本を突破
平成20年 9月	エンサー株式会社より組込みソフトウェア製品DeviceSQLを取得し、組込みデータベース事業を 開始
平成21年11月	「Ubiquitous QuickBoot」の開発に成功
平成22年 2月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目23番 7 号 新宿ファーストウエストに移転
平成22年 3月	「Ubiquitous QuickBoot」を販売開始
平成22年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（NEO市場）に上場
平成22年 9月	ネットワーク プラットフォームソフトウェア「Ubiquitous Network Framework」累計出荷数 2 億 本を突破
平成22年10月	大阪証券取引所内に J A S D A Q 市場が開設され、市場区分を J A S D A Q スタンダードへ移行
平成22年12月	「J A S D A Q - T O P 20 上場投信」組入銘柄に選定
平成23年 3月	組込みデータベース「Ubiquitous DeviceSQL」累計出荷ライセンス数が全世界で1,000万本を突破
平成23年 4月	電力使用量を計測して無線LAN経由でサーバーにデータを蓄積し、表示を行う “ 節電の見える化ソ リューション ” 「iRemoTap」の試作開発を発表
平成23年 7月	無線LAN用ソリューション「Ubiquitous WPS」を最新規格「WPS2.0」に対応した製品として出荷開 始
平成24年 3月	本社を東京都新宿区西新宿六丁目10番 1 号 日土地西新宿ビル20階に移転
平成24年 5月	著作権保護付きコンテンツなどをホームネットワーク上で視聴する際に必須となるDTCP-IPコンテ ンツ保護ソリューション「Ubiquitous DTCP-IP」に、業界初となるDTCP-IP バージョン1.4 （DTCP+）対応ソフトウェアライブラリを追加

3【事業の内容】

当社は、創業以来「ユビキタス・ネットワーク社会」の実現に寄与することを目標に掲げ、ネットワークに接続される様々な機器に搭載される組込みソフトウェア製品の開発及び販売を主たる事業としております。

インターネットが個人生活や企業活動のいたる場面に浸透する「ユビキタス」時代は既に到来していると言っても過言ではないでしょう。どんな情報やサービスもネットワークを利用して提供されるようになり、日々の生活に欠かせない時代になっています。

また、従来、人と人のコミュニケーション手段としてパソコンや携帯電話などがネットワークに接続されてきましたが、身の回りのあらゆる「モノ」と「モノ」がネットワークに接続され、クラウド側のサービスを介してデータの交換や制御等を実現する「モノのインターネット：IoT（Internet of Things）」の時代を迎えようとしています。持続可能なスマート社会の構築に向けて、さまざまなモノをつなぐ組込みソフトウェアやクラウドサービスが人々の暮らしを支える重要な役割を果たすようになります。

このようなユビキタス・ネットワーク社会の実現には、「小さく（メモリ・サイズ）、軽く（CPU負荷）、速く（通信速度）」、かつ、低価格のネットワーク・ソフトウェアが必須です。当社は、創業以来、ネットワーク分野に経営資源を集中して技術と製品に磨きをかけてまいりました。その蓄積の結果、当社のネットワーク・ソフトウェア製品は、これらの要件を高いレベルで充足するものと自負しており、様々な機器のネットワーク化に寄与しております。また、今後はIoT時代に向けて、クラウドサービスで様々なデバイスを接続するサービスプラットフォーム事業の立ち上げを目指しております。

ネットワーク製品以外では、様々な機器の中でのデータの増大という課題に対処するため、データ管理の効率化に寄与する軽量で高速なデータベース製品を提供しています。また、近年LinuxやAndroidの採用でますます複雑化する機器を「いつでも」使えるようにOSの高速起動を実現するソフトウェアを独自開発し、販売しております。

なお当社は、組込ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、事業の内容につきましては当社の分野別または販売形態別に記載しております。

(1) 当社の主要製品

当社製ソフトウェアは、ネットワーク、データベース、高速起動の主に3つの分野の組込みソフトウェア製品群から構成されています。当社の主要なソフトウェアを下に示します。

分野	製品	概要
通信基本	Ubiquitous Network Framework TCP/IP v4 TCP/IP v4/v6（注1）デュアルスタック	インターネット標準の通信プロトコルであるTCP/IPを、組込み機器向けに最適設計したもので、メモリが少なく済む「小ささ」、非力なCPUでも動作する「軽さ」、また効率よく通信する「速さ」を実現したものです。
セキュリティ	Ubiquitous Network Framework Security Option SSL（注2）、及びTLS（注3） DTCP-IP（注4） WMDRM（注5）	通信の秘匿やコンテンツの保護は、小さなデバイスでも無視できない要求要件となってきました。インターネットで一般的に用いられるSSLやTLS、DLNAでも要求されるDTCP-IP、マイクロソフト社の著作権管理システムであるWMDRM、などのセキュリティを実現するためのソフトウェアを「小さく」「軽く」「速く」開発し、小さなデバイスにも搭載可能にしたものです。
ワイヤレス	Ubiquitous WPA/WPS WPAサブリカント（注6） WPS	WPAサブリカントは、Wi-Fi通信の秘匿性を高めるために使用されるソフトウェアです。WPSは、複雑なWi-Fi設定を容易にするためのものです。
ホームネットワーク	Ubiquitous Network Framework Home Network Option （DLNA（注7）ソリューション）	DLNAガイドラインは、デジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事ですが、このガイドラインに準拠して開発されたミドルウェアです。既存製品に比べて、1/10程度と小さく、また使用メモリも少なく済み、リソースの乏しいデバイスもDLNA対応させることが可能になります。

分野	製品	概要
コネクション	Ubiquitous USB HOST USB Host (注8) Mass-storage Class (注9) Audio Class (注10) PTP/MTP (注11)	ネットワーク製品でも、コネクションの機能が求められることがあります。PCの世界では標準となったUSBをユビキタス独自カーネル上に構築したもので、やはり「小さく」「軽く」「速い」特徴を有したものです。
データベース	Ubiquitous DeviceSQL	DeviceSQLは、世界最小、超高速なデータベースエンジンを兼ね備えた、ローエンドからハイエンドまで全ての製品ラインに最適なデータ管理機能を提供する組込み向けのデータベースです。
高速起動	Ubiquitous QuickBoot	QuickBootは、デジタル家電や携帯機器の電源断から、ユーザの操作性を損なわずに瞬間起動を実現するソリューションです。

(2) 当社の事業内容

当社の売上高は、ゲーム機器などの電子機器メーカー及び半導体メーカーに対する ソフトウェア使用許諾、 サポート、 ソフトウェア受託開発に区分されます。それぞれの内容を以下に示します。

ソフトウェア使用許諾

ソフトウェア使用許諾は、当社の開発したソフトウェアを顧客に使用許諾して対価を得るもので、下記のとおり
(a) 契約時一時金と(b) ランニングロイヤリティに区分されます。

(a) 契約時一時金

当社ソフトウェア製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として収受するものです。その性質上、各ビジネスの初期に発生する売上高です。新規にソフトウェアを開発した場合などは、各社にライセンスすることにより、この項目の売上高が伸びる傾向があります。ソフトウェア開発キット (SDK)の売上高もここに含まれます。

(b) ランニングロイヤリティ

顧客が当社ソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて収受する対価です。継続的に発生する売上高であり、基本的に対応する支出がないので、複製本数が伸びれば利益率の向上に寄与します。

当社は、高利益率を達成するために、ランニングロイヤリティを主たる収益源とすることを目標としており、商品開発やビジネス開発にあたっては、そのことを考慮した展開を行っております。

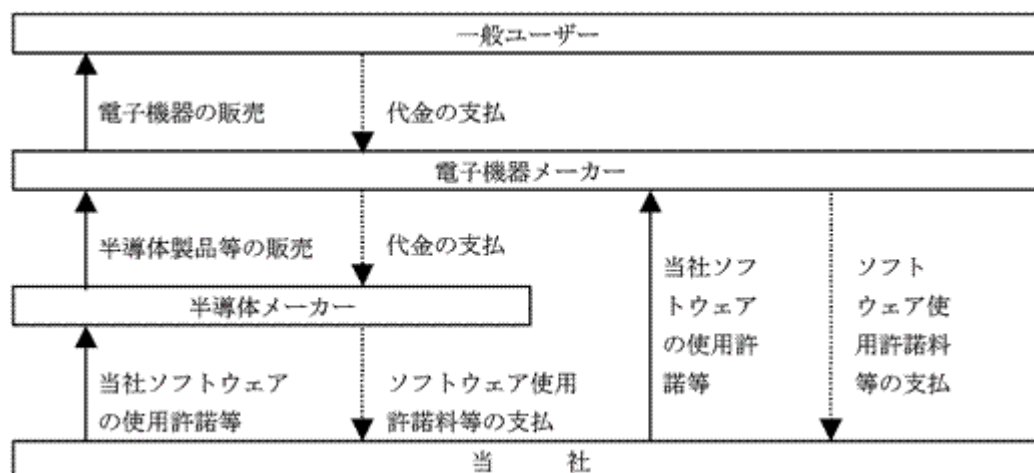
サポート

当社製ソフトウェアを使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として収受するものです。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。売上規模を大きくすることは難しいですが、景気の動向に左右されにくい安定した収益源となります。

ソフトウェア受託開発

顧客の求めに応じて、当社ソフトウェア製品を特定のプラットフォームに移植したり、カスタム対応をしたりする対価として収受するものです。投入した開発工数にほぼ比例した売上高となるため、高利益率を達成することは難しいのですが、その後のソフトウェア使用許諾などの売上高に繋げるべく、当社製品の評価版提供との位置付けで行うものです。

事業の系統図は、下記のとおりです。



- (注) 1. IPv6は、現行インターネットプロトコル (IPv4) を基に開発された次世代インターネットプロトコルです。IPv4で枯渇が心配されていたアドレス空間を飛躍的に広げ、セキュリティ機能を追加するなどの改良が施されております。
2. SSLは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つです。公開鍵暗号、秘密鍵暗号、デジタル証明書、ハッシュ関数などのセキュリティ技術により、秘匿を要する通信を安全なものとしします。
3. TLSは、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコルの一つであり、SSL3.0を基に改良が加えられて標準化されたものです。
4. DTCP-IPは、DTLAにより規格化されたコンテンツ保護規格です。DTCPそのものは、当初IEEE1394などのデジタルインターフェイスに搭載されていましたが、これを一部変更してIPネットワーク上に拡張したものがDTCP-IPです。
5. WMDRMは、マイクロソフト社により開発された著作権管理技術であり、デジタルコンテンツの安全な配布を可能にするものです。
6. WPAサブライアントは、無線LAN上で情報を暗号化して送受信するWPAと呼ばれる暗号方式で使用するソフトウェア・コンポーネントです。従来は、WEPと呼ばれる固定キーによる暗号方式がよく用いられていましたが、これに代わるWPAはキーを自動的に変更するなど、より暗号強度の高いものになっております。
7. DLNAは、Digital Living Network Allianceの略であり、パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事をいいます。
8. USB Hostは、シリアルポートやパラレルポートなどのいわゆるレガシーインターフェイスを置き換えてPCの標準インターフェイスとなったUSBインターフェイスにおけるホスト側の機能です。
9. Mass-storage Classは、USBインターフェイスを介してハードディスクドライブなどの外部記憶装置を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことです。
10. Audio Classは、USBインターフェイスを介してオーディオ機器などの外部機器を接続するための規格、ないしはそのような外部機器のことです。
11. PTPは、Picture Transfer Protocolの略で、USBインターフェイスを介してデジタルカメラやパソコンを接続し、画像の転送や機器の制御を行うための通信プロトコルです。MTPは、Media Transfer Protocolの略ですが、マイクロソフト社がPTPを拡張して定めた通信プロトコルで、静止画、動画、音楽などのデジタルデータの転送が容易に行えるものです。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成24年 3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
43	39.5	3.4	8,186

セグメント情報を記載していないため、部門別の従業員数を示すと次のとおりです。

部門の名称	従業員数（人）
開発本部	25
営業マーケティング本部	12
管理本部	6
合計	43

（注）１．従業員数は、就業人員です。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．従業員数が当期中において５人増加したのは、業容拡大に伴う中途採用によるものです。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度の売上高の形態別内訳は、ソフトウェア使用許諾売上高569,571千円、サポート売上高58,054千円、及びソフトウェア受託開発売上高287,636千円を計上し、売上高合計は915,262千円（前事業年度比35.7%減）となりました。分野別については以下のとおりです。

ネットワーク関連のうちゲーム分野においては、当社製品搭載の携帯型ゲーム機向けのゲームタイトル販売が低調であったことが当社のロイヤルティ収益に影響し、売上高は256,897千円（同69.2%減）となりました。また、ゲーム分野が売上高合計に占める割合は28.1%（前事業年度58.6%）となりました。

ゲーム以外のネットワーク分野では、震災やその後の消費の冷え込み、タイの洪水による当社ソフトウェアが搭載されるデジタル家電の出荷数の減少により、デジタル家電向けの既存ロイヤルティ収益が低調に推移しました。一方、無線ネットワーク関連を中心として受託開発や新規ロイヤルティ案件が順調に売上を伸ばしました。

デジタル家電関係では、国内大手電機メーカー向けの「Ubiquitous Network Framework AV NOE Solution」、 「Ubiquitous DTCP-IP」によるロイヤルティ収益が平成23年7月のアナログテレビ放送終了に伴うテレビの駆け込み需要などで7月まで堅調に推移しましたが、震災やその後の消費の冷え込み、及びタイの洪水による当社ソフトウェアが搭載されるデジタル家電の出荷数の減少等により、ソフトウェア使用許諾売上高は予想よりも低調に推移しました。一方、従来より継続しているデジタル家電関連の新製品向け受託開発や、放送事業者向けの受託開発、新たに受注した車載機向けの新規案件などが当事業年度の売上に寄与しました。

無線ネットワーク関係では、平成23年7月、ワイヤレス・ネットワーク環境を簡単に構築可能とする当社製品「Ubiquitous WPS」を最新規格「WPS2.0」に対応した製品として出荷を開始し、国内電機メーカーのネットワークオーディオ製品や、大手デジタルカメラメーカー等に採用されました。さらに、11月よりRegistrar機能を追加した評価版の提供を開始し、株式会社村田製作所との協業により無線LANモジュール上で、Wi-Fiドライバと「Ubiquitous WPS」のRegistrar機能を組み合わせたソリューションとしても展開しております。また、デジタルカメラとスマートフォンを連携させる「ネットワーク連携ソリューション」もデジタルカメラ向けに採用されるなど、無線ネットワーク関係は比較的好調に推移しました。

以上により、売上高は407,778千円（同3.6%増）、売上高合計に占める割合は、前事業年度の27.7%から当事業年度は44.6%となりました。

また、平成23年4月に試作開発を発表いたしました、電力使用量を計測して無線LAN経由でサーバーにデータを蓄積し、表示を行う「節電の見える化ソリューション」「iRemoTap（アイリモタップ）」は、平成24年1月に米国で開催された「2012 International CES」パワーテック社ブースにてデモ展示を行い、さらに2月には、サンワサプライ株式会社との販売における協業について発表しました。当ソリューションのグローバル展開の可能性を検討しつつ、平成24年中に予定されている日本国内でのサービス開始に向けた改良を重ねています。

データベース関連においては、ソフトウェア使用許諾売上高を中心に売上を計上しました。デジタルカメラやカーオーディオ向けなどでロイヤルティ収益が堅調に推移しました。平成23年3月末時点（当社が販売を開始してから約2年半の期間）で、「Ubiquitous DeviceSQL」の累計出荷ライセンス数が全世界で1,000万本を突破したことを平成23年5月に発表しました。また、6月には法人を対象としてソフトウェア開発キットの評価版の無償提供を開始し、さまざまなデバイスにDeviceSQLを搭載していただけるよう採用拡大に向けた営業活動に注力しました。その結果、OA機器、産業機器等の新たな分野での採用、量産がスタートし、ロイヤルティ収益が新規に計上されています。

以上により、売上高は169,452千円（同20.4%増）、売上高合計に占める割合は、前事業年度の9.9%から当事業年度は18.5%となりました。

高速起動関連では、数件のソフトウェア開発キット販売によるロイヤルティ収益と受託開発による売上高81,132千円（同47.5%増）を計上しました。量産予定数量は小規模であるものの製品での採用が決定して市場で供給され、今後の後継製品への採用も計画されております。売上高合計に占める割合は、8.9%となりました。

平成24年2月にはマルチコアCPUに対応した最新版の提供を開始しました。また、エンジニアリングサービスでの協業体制も強化しております。引き続き国内外より高い関心を頂き、中でもカーナビゲーションシステムなど車載向けの端末においては、完全に電源を切った状態からの高速起動が可能である点が高く評価され、数社との間で大・中規模案件の研究開発・商品化に向けた実装を継続中です。一般的に車載関連の製品は、他の製品群と比べても、市場投入まで相当程度の時間を要し、収益化の進捗には遅れが見えますが、今後のロイヤルティ収益の獲得が見込まれます。

費用面では、役員、従業員及び派遣社員等の人件費として497,200千円（同5.3%減）、外注費及び不動産賃借料等の経費として641,997千円（同39.5%増）を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は

137,040千円（同14.8%増）です。また、本年3月19日、業容拡大に伴い本社を移転いたしました。

以上の結果、営業利益63,023千円（同90.4%減）、経常利益64,683千円（同90.1%減）となりました。また、平成22年3月期までに評価損を計上し、繰延税金資産に計上していた投資有価証券の売却が期中に発生したこと、当期業績、及び繰延税金資産の回収可能性等を慎重に検討し当期末において同資産の一部85,716千円を取崩した結果、当期純損失18,642千円（前事業年度当期純利益382,263千円）となりました。

（2）キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ519,967千円減少し、972,056千円（前事業年度比34.8%減）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、49,512千円（前事業年度457,890千円取得）となりました。これは主に、法人税等の支払額332,207千円によるものです。一方、収入の主な内訳は、税引前当期純利益70,732千円、非現金支出費用115,497千円、及び売上債権の減少額203,430千円等です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、393,939千円（前事業年度558,013千円取得）となりました。これは主に、販売用ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出146,752千円、有価証券の取得による支出200,000千円、及び差入保証金の差入による支出47,031千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、76,515千円（前事業年度57,839千円取得）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入24,921千円があったものの、自己株式の取得による支出99,958千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の販売形態別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度の実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	前年同期比(%)
ソフトウェア受託開発(千円)	292,061	139.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソフトウェア受託開発	306,236	143.6	21,000	350.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	前年同期比(%)
ソフトウェア使用許諾(千円)	569,571	49.2
サポート(千円)	58,054	102.2
ソフトウェア受託開発(千円)	287,636	138.8
合計(千円)	915,262	64.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
任天堂株式会社	833,075	58.6	256,826	28.1

3【対処すべき課題】

事業環境及び市場に関する課題

当社をとりまく事業環境は急速に変化しつつあります。当社の主要顧客である国内エレクトロニクス業界の収益が低下する傾向にある中で、当社のソフトウェアを搭載した製品の価格下落や出荷数減少に伴い、当社ソフトウェアのライセンス収益が減少し、結果的に当社の利益率の低下につながっております。これに対処するには他社に先駆けて競争力の高い製品を投入することにより、ライセンス収益の拡大を図っていく必要があります。しかし、組込みソフトウェアをめぐる市場環境はしばらく厳しい状況が続くものとみており、新たな収益基盤の構築に向けた事業転換も併せて進めていくことが課題となります。

事業ポートフォリオに関する課題

これまで依存度が非常に高かった携帯ゲーム分野の売り上げが当期大きく減少し、当社の売上高及び利益の減少につながりました。次期以降も携帯ゲーム分野からの収益の減少を予測しており、この減少分を超える売上高の向上を実現して安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。

そのためには、ネットワーク分野、及びデータベース分野の事業を更に拡大させると共に、本格的に稼働を始めた高速起動分野の収益化を加速させること、及び新規事業の立ち上げに尽力して参ります。

新規事業に関する課題

新規事業として、IoT向けのサービスを、当社が培ってきた組込みソフトウェアとの連携で提供することを目指しており、その第一弾として電力見える化に関するサービスの開始を予定しています。このようなエネルギー・マネジメントなどいわゆるスマート社会に向けた市場規模は急速に拡大しているものの、参入企業も多く、特徴のある製品・サービスを迅速に提供することと、当該業界において有力な企業とのパートナーシップを構築することが重要となります。また、クラウドサービスの提供に当たっては、開発及び運営に関する体制の強化が必要であり、人員の強化、他社との協業や、場合によってはM&Aを通して体制確立を加速させることが課題となります。

体制強化と効率化

競争力のある自社製品開発と、さまざまな顧客案件対応を並行して進めるために、引き続き優秀な人材の確保と効率的にプロジェクトを運営するためのマネジメント体制の強化が課題となります。一方、人材の配置については収益性に基いた見直しを行うとともに、コスト削減に取り組み、収益性の改善を目指します。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。なお、当該記載事項は本書提出日現在における当社の認識を基礎とした記載であり、将来の環境変化等によって当該認識は変化する可能性があります。

1．特定の取引先への高い依存度について

当社の当事業年度における売上高の28.1%が、任天堂株式会社に対するものです。「ニンテンドーDS」シリーズの販売は漸減しており、他の得意先への売上高の増加により、同社への依存度は低下しておりますが、同社の新ゲーム・ソフト発売等の動向は当社の業績に大きな影響を及ぼしています。

2．特定の分野への高い依存度について

当社の当事業年度における売上高の44.2%が、「Ubiquitous Network Framework」を中心としたネットワーク関連におけるソフトウェア使用許諾によるものです。当社は、これらの当社ソフトウェアが現時点の市場において高い競争力を有していると考えておりますが、競合製品の登場や代替技術の登場による陳腐化などに伴い、これら主力ソフトウェアの優位性が失われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．技術の陳腐化について

当社の事業は、AVホーム・ネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進歩は著しく、製品の高機能化も進んでおります。

当社といたしましては、技術の進展に鋭意対応していく方針ですが、当社が想定していない新技術の開発、普及により事業環境が急変した場合、必ずしも迅速に対応できない可能性があります。また、競合他社が当社を上回る技術を開発した場合には、当社技術が陳腐化する可能性があります。これらの状況に迅速に対応するため、多額の研究開発費用が発生する可能性もあります。

上記のような事象が発生した場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

4．競争の激化について

当社の事業は、AVホーム・ネットワーク、携帯デバイス、ゲーム機、住宅・セキュリティ等の市場に密接に関連しております。当社は、「小さく」、「軽く」、「速い」、高い競争力をもったソフトウェアを有しておりますが、当該市場では、上述 に記載のとおり、技術の進歩は著しく、また、LinuxやAndroidなどの無償で利用できるソフトウェアプラットフォームも拡大していることから、競争が激化しております。当社は、今後も競争力の維持強化に向けたさまざまな取り組みを進めて参りますが、優位に競争が進められず、当該市場で十分なシェアを獲得できない場合には、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

5．新規事業について

当社では事業拡大を行う上で、当社独自の技術やノウハウを活かした新規事業や製品を提供することが必要であると認識しております。このため、新規事業や製品への投資については、その市場性などについて十分な検証を行った上で投資の意思決定を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収を実現できない可能性があります。

また、新規事業や新規サービス・製品の立ち上げには、一時的に追加の人材採用、研究開発等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6．海外事業展開について

当社は今後グローバルな事業展開を予定しておりますが、海外市場への事業進出には、各国政府の予期しない法律や規制の変更、社会・政治及び経済情勢の変化、異なる商慣習による取引先の信用リスク、競合企業が存在や知的財産権の取扱方法の違い、為替変動等の要因により、事業展開及びその成果が当初予測と異なる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

7．知的財産権について

当社は自社開発したソフトウェアについて著作権を有しておりますが、第三者が当社の著作権を侵害することなく、当社ソフトウェアと同様の機能を実現した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、当該第三者が特許権を取得した場合、当社が損害賠償義務を負担する可能性があります。また、当社が特定分野でのソフトウェア開発業務遂行のため、他社よりソフトウェアのソース・コード開示を受けることがまれにありますが、この場合、当該ソース・コードの開示を理由に当該成果物以外の当社著作物に対する著作権侵害の訴訟等を受けるおそれがあります。

8．ソフトウェアの不具合による顧客の損失について

当社ソフトウェアの不具合による顧客の損失については、契約上、当社の損害賠償額の上限を当社が収受した契約対価に限定するように努めておりますが、このような事態が発生した場合、直接的に売上高の取消による損失が発生するのみならず、信用失墜により当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

9．DTLAからの高度機密情報の提供について

当社は、DTCPのライセンス管理団体であるDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)に加盟し、同団体からDTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報であり、当社製品への統合により競争力を高めることができます。しかしながら、DTLAとの約定により、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

10．ロイヤルティ契約について

当社は、顧客との間で、当社ソフトウェアを搭載した半導体・製品等の販売本数に応じてランニングロイヤルティを収受する契約を締結しております。従って、当社の売上高は、顧客の半導体・製品等の販売本数に影響を受けることとなります。顧客の半導体・製品等の販売が好調であった場合、予想外の収益を計上できる可能性があります。一方、顧客の新製品の発売時期が遅延した場合や当初の販売見込みを下回った場合、顧客の販売戦略に変更が生じた場合等においては、当社の収益が低下する可能性があります。

11．小規模組織であることについて

当社は、事業規模が小規模であることから、事業規模拡大への対応、少数特定の役職員への依存等、下記のような小規模組織特有の課題があると認識しております。

- (1) 当社の組織が小規模であることが、取引を行うに際して顧客の懸念事項（取引の安定性への懸念等）となる可能性があります。
- (2) 優秀なソフトウェア・エンジニアの確保のため、人材採用を積極的にすすめておりますが、今後従業員が大量に退職した場合、又は労働市場の流動性低下等により、計画通りに当社が必要とする優秀な人材を確保できなかった場合には、当社業務に支障をきたす可能性があります。さらに、優秀な人材を確保・維持し又は育成するための費用が増加する可能性もあります。
- (3) 現時点において急激な企業規模拡大は想定しておらず、効率的な経営を行っていく所存ですが、今後の事業拡大に伴い、想定以上の人員が必要となる可能性もあります。この場合、優秀な人材を確保・育成する所存ですが、これらのことが適時適切になし得なかった場合、当社の事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

12．新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成16年12月24日開催の臨時株主総会の決議、平成18年6月30日開催の定時株主総会の決議、及び平成18年10月30日開催の臨時株主総会の決議、平成20年6月20日開催の定時株主総会の決議、並びに平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を付与しており、今後、当該新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

本書提出日の前月末（平成24年5月31日）現在の発行済株式総数87,239株に対し、同日現在における新株予約権による潜在株式数は3,005株となっております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) ルネサスエレクトロニクス株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
SH7652向けAV系T0Eソリューション	平成19年3月30日から契約終了日の定めなし。但し、ルネサスエレクトロニクス株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記各契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数に応じたランニングロイヤリティ)を収受することとなっております。

(2) 任天堂株式会社に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
Ubiquitous TCP/IP Ubiquitous SSL	平成17年8月23日から契約終了日の定めなし。但し、任天堂株式会社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数に応じたランニングロイヤリティ)を収受することとなっております。

(3) DTLA加盟契約

平成18年5月9日にDTLA(Digital Transmission Licensing Administrator)との間で加盟契約を締結し、DTCP仕様に関する高度機密情報の提供を受けております。当該情報は、DLNAやIPTVのコンテンツ保護における根幹の技術情報です。

当社は、加盟料として年間当たり14千米ドルを支払っております。

なお、当該情報を当社の責任により漏洩した場合、最大8百万米ドルの制裁金を請求される可能性があります。

(4) パナソニック株式会社デバイス社(旧 松下電器産業株式会社 半導体社)に対するソフトウェア使用許諾契約

使用許諾プログラム	契約期間
USB関連ソース・コード Ubiquitous USB Host Ubiquitous マストレージ・クラス・ドライバ Ubiquitous Filesystem Ubiquitous MTP Ubiquitous WMDRM-ND Ubiquitous オーディオ・クラス・ドライバ	平成19年4月16日から契約終了日の定めなし。但し、パナソニック株式会社デバイス社からの通知により解約されることがある。

(注) 上記契約において、当社は、ソフトウェア使用許諾料(契約時一時金及び販売本数又は半導体価格に応じたランニングロイヤリティ)を収受することとなっております。

6【研究開発活動】

当社は単一セグメントであるため、研究開発活動につきましては、組込ソフトウェア事業について記載しております。

1．概要

当社の社名ユビキタスが表現しているように、いたるところにネットワークに接続された機器（ネットワーク端末）が存在するユビキタス・ネットワーク社会にするためには、ネットワーク機能が「小さく、軽く、速い」ことが求められます。そのためにはネットワーク端末の構成要素である、ソフトウェアが小さくなければ、メモリが増大し、それが筐体サイズ、価格にまで影響します。

つまり、ソフトウェアの小ささは絶対的価値と考え、必要最小限のメモリ・サイズで、ハードウェアの最大処理性能を提供できるよう、プログラム構造の最適化、必要機能の評価、ハードウェア・デバイス機能の調査などの研究開発活動を継続して実施しております。

2．当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）における研究開発活動の成果

当事業年度は、基本製品の機能拡張とプラットフォーム拡大、無線LAN分野における応用開発、デジタル家電向けのソフトウェア開発とモバイル向けへの応用開発、及び新製品「Ubiquitous QuickBoot」の開発・販売に取り組みました。

Webサービスの事業開発

平成23年4月、電力使用量を計測し、無線LAN経由でサーバーにデータを蓄積、表示を行う節電の見える化ソリューション「iRemoTap（アイリモタップ）」の試作開発したことを発表し、5月に開催されたESEC2011組込みシステム開発技術展においてデモ展示を行いました。実証実験や商品化開発などを経て、販売に向けた最終段階にあります。また、サービスプラットフォームに関しての研究開発も継続して行っております。

節電の見える化ソリューション「iRemoTap」は、今後の10年に向けた弊社の新ビジョンである、“「価値を結ぶ」サービスプラットフォームの提供”を具現化する第一弾のパイロットプロジェクトと位置付けております。6月には、この分野の事業進捗、業務拡大に向けて、電力見える化サービス分野で特にユーザーインターフェースに強みを持つ株式会社Sassorとの業務提携を発表しました。また、平成24年1月に米国で開催された「2012 International CES」パワーテック社ブースにてデモ展示を行い、さらに2月には、サンワサプライ株式会社との販売における協業について発表しました。現在、当ソリューションのグローバル展開の可能性を検討しつつ、平成24年中に予定されている日本国内でのサービス開始に向けた改良を重ねています。Internet of Things（モノのインターネット）のグローバルリーダーを目指して、新市場を切り開き、イノベーションへの挑戦を続けます。

AV機器のネットワーク対応

当社は、DLNA（Digital Living Network Alliance：パソコンやデジタル家電機器をネットワークでつなぐ際の約束事）規格に準拠したネットワーク・ソリューションの開発を完了しており、「Ubiquitous Network Framework」は国内大手電機メーカーのレコーダーへ継続して搭載され、コンテンツ保護ソリューション「Ubiquitous DTCP-IP」（IPネットワーク上を流れるコンテンツ保護を実現する認証と暗号化の技術）は、国内大手電機メーカーのテレビに継続して採用されております。

ワイヤレス・ネットワーク

当社は平成18年3月期より本分野の研究を開始し、平成20年3月期にはAIR NOEを完成し、平成23年11月には新版の「AIR NOE Solution」をルネサスエレクトロニクス販売株式会社の最新無線LANモジュール向けに提供を開始しました。

また、平成23年5月にはワイヤレス・ネットワーク環境を簡単に構築可能とするための製品である、「Ubiquitous WPS」（Wi-Fi Protected Setup：複雑な無線LANの設定を容易にするための技術規格）について、最新規格である「WPS2.0」に対応した評価版の提供を開始しました。国内電機メーカーのネットワークオーディオ製品や大手デジタルカメラメーカー等に採用されて7月より製品の出荷を開始しました。

さらに、11月よりRegistrar機能を追加した評価版の提供を開始しました。株式会社村田製作所との協業により、無線LANモジュール上でWi-Fiドライバと「Ubiquitous WPS」のRegistrar機能を組み合わせたソリューションとしても展開しております。

デジタルカメラとスマートフォンを連携させる「ネットワーク連携ソリューション」もデジタルカメラ向けに採用されるなど、無線ネットワーク関係は比較的好調に推移しました。引き続きワイヤレス・ネットワークに係る案件は多く、DLNAなどのアプリケーションも含めた形で、ソリューションとしての提供をすべく技術開発を継続しております。

組込みデータベース

DeviceSQLは、組込み機器向けに特化した、データベース機能とデータ処理機能を提供する製品で、世界最小のデータベースエンジン（最小メモリフットプリント24KB）に加え、組込みシステムに最適化したデータ管理機能を実現するフレームワークを提供しております。

平成23年5月、3月末時点（弊社が販売を開始してから約2年半の期間）で、累計出荷ライセンス数が全世界で1,000万本を突破したことを発表しました。また、6月には法人を対象としてSDK評価版の無償提供を開始し、さまざまなデバイスに「Ubiquitous DeviceSQL」を搭載していただけるように拡販活動を継続した結果、OA機器や産業機器等の新たな分野で採用され、量産がスタートしております。

平成24年3月期中も継続して基本機能の改善に努め、検索機能の向上など細部にわたる機能向上を行いました。今期も継続して技術開発を進めます。

デバイス高速起動

「Ubiquitous QuickBoot（以下 QuickBoot）」については、CPUをARM、OSをLinuxとしたソフトウェア開発キットを提供中で、量産予定数量は小規模であるものの製品での採用が決定して市場で供給され、今後の後継製品への採用も計画されております。

平成23年10月には、「スナップショットイメージの圧縮機能」や「差分アップデート機能」の追加を行った、新版のQuickBootの発売を開始しました。

さらに、平成24年2月にはマルチコアCPUに対応した最新版の提供を開始しました。また、エンジニアリングサービスでの協業体制も強化しております。

引き続き国内外より高い関心を頂き、中でもカーナビゲーションシステムなど車載向けの端末においては、完全に電源を切った状態からの高速起動が可能である点が高く評価され、数社との間で大・中規模案件の研究開発・商品化に向けた実装を継続中です。一般的に車載関連の製品は、他の製品群と比べても、市場投入まで相当程度の時間を要し、収益化の進捗には遅れが見えますが、今後のロイヤルティ収益の獲得が見込まれます。

なお、対象とする市場は形成されつつある新市場であり、その成長に予測困難性が伴います。当社はQuickBootの将来性に期待しておりますが、市場動向によりましては各社各案件対応により市場浸透が遅れる可能性や、QuickBootがユーザー体験改善または待機電力削減に資する製品として広く受け入れられない可能性があります。

以上の研究開発により、当事業年度における研究開発費は、137,040千円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、減価償却資産の耐用年数の決定、引当金の計上等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高の形態別内訳は、ソフトウェア使用許諾売上高569,571千円、サポート売上高58,054千円、及びソフトウェア受託開発売上高287,636千円を計上し、売上高合計は915,262千円（前事業年度比35.7%減）となりました。分野別の詳細は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりです。

営業利益

営業利益は、前事業年度比90.4%減の63,023千円となりました。また、営業利益率は前事業年度の46.0%から6.9%となりました。

経常利益

経常利益は、前事業年度比90.1%減の64,683千円となりました。営業外収益として預金利息など2,458千円を計上し、営業外費用として取引金融機関への支払手数料など798千円を計上した結果です。

税引前当期純利益

税引前当期純利益は、前事業年度比89.2%減の70,732千円となりました。

当期純損失

平成22年3月期までに評価損を計上し、繰延税金資産に計上していた投資有価証券の売却が期中に発生したこと、当期業績、及び繰延税金資産の回収可能性等を慎重に検討し当期末において同資産の一部85,716千円を取崩した結果、当期純損失千円（前事業年度当期純利益千円）となりました。

した結果、当期純損失18,642千円（前事業年度当期純利益382,263千円）となりました。

(3) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末より649,049千円減少して1,600,923千円となりました。これは、有価証券の取得200,000千円及び未収還付法人税の計上144,213千円があったものの、差入保証金の差入47,031千円、長期預金への振替300,000千円、及び自己株式の取得99,958千円等による現金及び預金の減少819,967千円、売掛金の減少203,430千円等によるものです。

固定資産は、前事業年度末より377,742千円増加して718,666千円となりました。これは、移転による建物附属設備等の有形固定資産の増加41,759千円、販売用ソフトウェア等の無形固定資産の増加72,305千円、及び長期預金への預入等による投資その他の資産の増加263,677千円によるものです。

以上により、総資産は前事業年度末より271,307千円減少して2,319,589千円となりました。

一方、流動負債は前事業年度末より197,760千円減少して152,363千円となりました。これは、未払金の増加49,852千円があったものの、買掛金32,843千円及び未払法人税等187,499千円等の減少によるものです。また、新たな資産除去債務の計上により、固定負債は24,615千円となり、負債合計は前事業年度より181,423千円減少して176,979千円となりました。

純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ13,264千円増加し、資本金566,939千円及び資本準備金536,939千円となりました。繰越利益剰余金は、当期純損失18,642千円の計上により1,164,358千円となりました。

また、平成23年12月に自己株式の取得を実施し、当事業年度末において2,020株、取得総額138,469千円の自己株式（1,082株、99,958千円増加）を保有しております。

以上の結果、純資産は前事業年度末より89,883千円減少して2,142,610千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の85.8%から91.8%となりました。

(4) 当事業年度のキャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度比34.8%減の972,056千円となりました。

営業活動の結果支出した資金は、49,512千円（前事業年度457,890千円取得）、投資活動の結果支出した資金は、393,939千円（前事業年度558,013千円取得）、財務活動の結果支出した資金は、76,515千円（前事業年度57,839千円取得）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、280,264千円で、その主なものは本社移転に伴う有形固定資産の取得費用79,015千円、及びソフトウェアの取得費用154,217千円です。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建 物 (千円)	工具、器具 及 び 備 品 (千円)	ソ フ ト ウ ェ ア 等 (千円)	差入保証金 (千円)	合 計 (千円)	
本 社 (東京都新宿区)	組込ソフトウ ェア事業	事務所及び 研究開発施設	71,603	10,822	245,486	82,634	410,547	43

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア等には、ソフトウェアとソフトウェア仮勘定が含まれております。

3. 建物は賃借しており、年間賃借料は48,906千円です。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成24年3月31日現在において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000
計	312,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	87,239	87,239	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	87,239	87,239	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注)1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株

主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社へ新株予約権を継承することができる。

承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額＝承継前払込価額×（1÷当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率）

承継する新株予約権の行使期間

当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件及び消却

当初条件どおりとする。

3．平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	221	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,210	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注)1．新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ．当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

エ．当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権

を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3．平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1．新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ．当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

エ．当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2．当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点におい

て残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3．平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	595	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	595	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2.	同左

(注)1．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

ウ．本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

エ．本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2．当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点に

において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

交付する完全親会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的である株式の数

上記新株予約権の目的となる株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)

承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率

新株予約権の行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件及び取得条項

当初条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数 増 減 数 (株)	発行済株式総 数 残 高 (株)	資 本 金 増 減 額 (千円)	資 本 金 残 高 (千円)	資 本 準 備 金 増 減 額 (千円)	資 本 準 備 金 残 高 (千円)
平成19年6月18日 (注)1	70,200	78,000	-	255,000	-	225,000
平成19年11月13日 (注)2	5,500	83,500	254,375	509,375	254,375	479,375
平成21年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)3	3,040	86,540	44,300	553,675	44,300	523,675
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)3	699	87,239	13,264	566,939	13,264	536,939

(注)1. 株式分割を1:10の割合で実施しました。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 100,000円、引受価額 92,500円、資本組入額 46,250円、払込金総額 508,750千円

3. 新株予約権の行使による増加です。

(6) 【所有者別状況】

平成24年 3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	23	62	11	5	11,124	11,229	-
所有株式数(株)	-	931	4,212	1,122	474	17	80,483	87,239	-
所有株式数の割合(%)	-	1.06	4.83	1.29	0.54	0.02	92.26	100.00	-

(注) 自己株式2,020株は、「個人その他」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年 3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 仁 志	東京都世田谷区	9,409	10.78
末松 亜 斗 夢	東京都千代田区	4,323	4.95
川内 雅 彦	東京都多摩市	3,180	3.64
株式会社 ユビキタス	東京都新宿区西新宿6-10-1	2,020	2.31
ユビキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿6-10-1	1,619	1.85
黒 田 賢	東京都杉並区	1,550	1.77
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	1,069	1.22
長谷川 和 宏	神奈川県川崎市	977	1.11
株式会社 SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	676	0.77
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	639	0.73
計	-	25,462	29.18

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年 3 月31日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,020	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,219	85,219	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	87,239	-	-
総株主の議決権	-	85,219	-

【自己株式等】

平成24年 3 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式 数 の 割 合 (%)
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿 6-10-1	2,020	-	2,020	2.31
計	-	2,020	-	2,020	2.31

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりです。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

(平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成16年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
(平成18年6月30日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
(平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

(平成20年6月20日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、新株予約権の割当日後に株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。

（平成23年６月23日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	平成23年６月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 ３ 従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,160
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,486（注）１
新株予約権の行使期間	自 平成26年６月２日 至 平成31年５月31日
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１．新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}} \times \text{1株当たり払込価額}$$

上記算式において「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、新株予約権の割当日後に株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価格の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとします。

２．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、当該権利行使は、毎年5月15日から同月末日まで、8月15日から同月末日まで、11月15日から同月末日まで、又は2月15日から同月末日までの各期間内（各期間の最終日が当社の休業日の場合は直前の営業日までとする。）に限って行うことができるものとする。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の33.3%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計66.6%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

ウ．本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」と言う。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」と言う。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

交付する完全親会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的である株式の数

上記新株予約権の目的となる株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（承継後行使価額）

承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率

新株予約権の行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件及び取得条項

当初条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成23年11月30日)での決議状況 (取得期間 平成23年12月1日～平成23年12月30日)	2,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,082	99,958,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	918	41,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	45.9	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	45.9	0.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行 った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,020	-	2,020	-

3【配当政策】

当社は平成22年3月期以降、当社の経営安定化を優先し無配とさせていただいておりますが、当事業年度の業績が純損失を生じる結果となりましたので、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。

また、内部留保している資金は、革新的な技術を生み出す研究開発や世界的に競争力を持つ製品の開発、並びに販売力の強化、新分野への進出を容易かつ確実なものにするための合併・買収等に積極的に活用し、財務面での健全性を維持しながら、業績拡大を目指す所存です。

今後の配当につきましては、業績拡大が確実なものとなり、一定の利益水準を達成した段階において、配当の再開を予定しています。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めておりますが、事務コストの観点から中間配当は実施せず、期末配当に一本化する方針です。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	514,000	247,000	310,000	394,000	214,400
最低(円)	159,000	27,800	30,150	110,100	63,100

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所NEOにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。それ以前はジャスダック証券取引所NEOにおけるものです。

なお、平成19年11月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、第7期における最高・最低株価は、当該上場日以降のものを記載しています。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	113,000	103,000	99,600	88,200	88,900	80,800
最低(円)	72,100	71,500	77,400	72,500	70,600	71,400

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		三原 寛司	昭和39年7月31日生	昭和62年4月 ソニー株式会社入社 平成15年11月 同社ホームエレクトロニクスネットワークカンパニー統括課長 平成16年9月 マイクロソフト株式会社入社 デジタルメディアチーム マネージャ 平成19年2月 当社入社 マーケティング部門ディレクター 平成19年5月 当社取締役最高マーケティング責任者 平成21年2月 当社取締役事業本部長 平成22年8月 当社取締役営業本部長 平成23年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	151
取締役	創業者 フェロー	鈴木 仁志	昭和33年3月31日生	昭和57年3月 株式会社アスキー入社 平成元年4月 同社システム開発部部長 平成2年4月 同社理事 平成12年10月 マイクロソフト株式会社入社 平成13年5月 当社設立 取締役最高技術責任者 平成17年9月 当社専務取締役最高技術責任者 平成23年6月 当社取締役創業者フェロー(現任)	(注) 2	9,409
取締役	管理 本部長	半田 晴彦	昭和47年11月1日生	平成12年5月 マイクロソフト株式会社入社 平成16年7月 同社技術企画室研究主幹 平成18年4月 当社入社 マーケティング部門シニアマネージャー 平成20年5月 当社基盤戦略室ディレクター 平成22年10月 当社執行役員管理本部長 平成23年6月 当社取締役管理本部長(現任)	(注) 2	27
取締役	営業マー ケティング 本部長	佐野 勝大	昭和41年8月4日生	平成元年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成10年3月 マイクロソフト株式会社入社 平成19年7月 同社業務執行役員デジタルライフスタイル推進戦略担当ディレクター 平成20年4月 同社業務執行役員デジタルライフスタイル推進戦略担当ディレクター兼米国Microsoft Corporation コンシューマーアンドオンラインインターナショナル日本担当ディレクター 平成20年9月 株式会社エムティーアイ入社 上席執行役員MS事業本部副本部長兼事業戦略室長 平成22年10月 当社入社 執行役員事業本部長 平成23年4月 当社執行役員営業マーケティング本部長 平成23年6月 当社取締役営業マーケティング本部長(現任)	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		光岡 誠治	昭和24年 8 月13日生	昭和51年 4 月 日本電気株式会社入社 平成15年 3 月 NECエレクトロニクス株式会社移籍社長付上席ソフトウェア戦略プロフェッショナル 平成16年11月 同社システムソフトウェア開発事業本部長（支配人） 平成20年 6 月 株式会社オービ技研代表取締役（現任） 平成23年 6 月 当社常勤監査役（現任）	(注) 3	-
監査役		大貫 篤志	昭和43年 9 月 7 日生	平成 2 年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 平成 7 年 3 月 公認会計士登録 平成15年 3 月 株式会社シコー技研（現 シコー株式会社）監査役 平成16年 1 月 同社 取締役 平成17年 9 月 当社監査役 平成21年 4 月 当社常勤監査役 平成22年 2 月 税理士登録 平成23年 6 月 当社監査役（現任） 平成24年 2 月 株式会社セールボン代表取締役（現任）	(注) 3	25
監査役		三輪 忠司	昭和45年 5 月19日生	平成 7 年 4 月 株式会社東芝入社 平成16年10月 司法書士法人鶴屋町合同事務所入所 平成18年10月 谷口咲司法書士事務所入所 平成19年 5 月 司法書士登録 平成19年 5 月 司法書士鈴木昇事務所入所 平成19年12月 司法書士三輪忠司事務所開設 代表（現任） 平成20年 6 月 当社監査役（現任）	(注) 4	-
計						9,618

- (注) 1. 監査役 光岡誠治氏、大貫篤志氏及び三輪忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 平成23年 6 月23日より 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
3. 平成23年 6 月23日より 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
4. 平成24年 6 月19日より 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスを、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的向上と社会からの信頼獲得のために企業活動を規律する枠組みであると考えております。社会にとって価値ある企業となるために、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図って参ります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

ア．会社の機関の内容

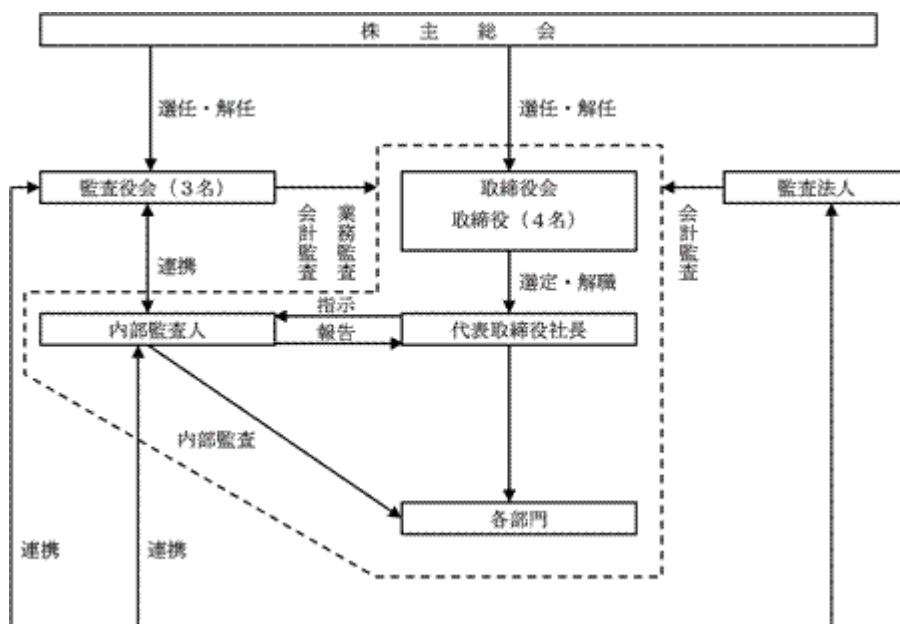
当社は、取締役会設置会社です。取締役会は少なくとも月1回開催し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社の規模、組織の状況及び開催の機動性を考慮し、取締役会は4名の常勤取締役で構成されております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役を選任しております。全3名が社外監査役（うち独立役員2名）です。

監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。また、監査役のうち1名は公認会計士・税理士の資格を持ち、他社での取締役・監査役経験もあり、財務・会計に関する豊富な知見を有しております。監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

以上により、経営監視が十分に機能する体制を整えていると判断しております。



イ．内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。「内部統制基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は代表取締役社長です。

また、業務運営を適切かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限の明確化と適切な内部牽制が機能する体制を整備しております。財務報告の適正性確保のための体制の整備として、「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確かめるため、代表取締役社長自身又はその指名する者により、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、監査役及び監査法人とも共有され、監査活動の効率化を図っております。

ウ．内部監査及び監査役監査の状況

代表取締役社長自身又は社長の指名する者が年間内部監査計画に則り、会計伝票、勤務管理表の通査等の内部監査を実施しております。監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通した公認会計士資格を有する社外監査役を選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

監査役は、内部監査人との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

内部監査人は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、監査法人、及び内部監査人は、年2回の会合をもち情報交換を行っております。

エ．会計監査の状況

会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する米澤英樹氏及び佐野明宏氏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。なお、当該監査責任者のほか、10名の監査補助者により会計監査が実施されております。

オ．社外監査役との関係

社外監査役3名のうち1名は、当社新株予約権を保有しておりますが、その他に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社において、社外監査役を選任するための具体的な基準はありませんが、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、かつ会社との関係、経営者及び主要な従業員との関係等を勘案して中立性及び経営からの独立性に問題が無いことを確認しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能持つ取締役に対し、監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

リスク管理体制の整備の状況

リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であるため、法律事務所と顧問契約を結び、必要に応じて法律問題全般について助言・指導を受けております。

役員報酬等

ア．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役	65,045	65,045	-	-	5
監査役	10,650	10,650	-	-	3
(上記の内、社外監査役)	10,650	10,650	-	-	3

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額(年額：5億円以内 平成16年10月22日開催臨時株主総会決議)の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの3要素によって構成します。なお、平成24年3月期はこのうち基本報酬のみを支給しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額(年額：1億円以内 平成16年10月22日開催臨時株主総会決議)の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

株式の保有状況

ア．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 5,700千円

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社Sassor	30	5,700	業務提携に伴い保有

ウ．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、 売却損益及び評価損益の合計額 該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、当社と社外監査役3名とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と会社法第425条第1項の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

ア．自己株式取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

イ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

ウ．監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

エ．中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	18,875	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,792,023	972,056
売掛金	401,532	198,102
有価証券	-	200,000
仕掛品	2,100	2,530
前払費用	14,112	11,523
繰延税金資産	36,966	40,305
未収還付法人税等	-	144,213
その他	3,236	32,192
流動資産合計	2,249,972	1,600,923
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,435	72,357
減価償却累計額	4,557	753
建物（純額）	27,877	71,603
工具、器具及び備品	31,878	31,862
減価償却累計額	19,090	21,039
工具、器具及び備品（純額）	12,788	10,822
有形固定資産合計	40,666	82,426
無形固定資産		
ソフトウェア	140,536	220,665
ソフトウェア仮勘定	32,286	24,821
商標権	2,397	2,038
無形固定資産合計	175,220	247,525
投資その他の資産		
投資有価証券	-	5,700
長期預金	-	300,000
差入保証金	35,602	82,634
繰延税金資産	89,434	380
投資その他の資産合計	125,037	388,714
固定資産合計	340,924	718,666
資産合計	2,590,897	2,319,589
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,126	13,282
未払金	62,940	112,792
未払費用	13,791	9,171
未払法人税等	189,581	2,081
未払消費税等	24,450	-
前受金	6,529	10,065
未払配当金	2,164	686
預り金	4,539	4,283
流動負債合計	350,124	152,363
固定負債		
資産除去債務	8,278	24,615
固定負債合計	8,278	24,615
負債合計	358,402	176,979

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	553,675	566,939
資本剰余金		
資本準備金	523,675	536,939
資本剰余金合計	523,675	536,939
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,183,000	1,164,358
利益剰余金合計	1,183,000	1,164,358
自己株式	38,511	138,469
株主資本合計	2,221,839	2,129,767
新株予約権	10,654	12,843
純資産合計	2,232,494	2,142,610
負債純資産合計	2,590,897	2,319,589

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	1,158,498	569,571
サポート売上高	56,783	58,054
ソフトウェア受託開発売上高	207,229	287,636
売上高合計	1,422,511	915,262
売上原価	232,072	260,845
売上総利益	1,190,439	654,416
販売費及び一般管理費		
役員報酬	67,450	69,875
給料及び手当	166,815	174,097
法定福利費	16,495	19,094
広告宣伝費	29,926	24,974
減価償却費	4,755	18,343
不動産賃借料	16,228	23,159
支払手数料	73,274	77,332
消耗品費	9,519	11,094
研究開発費	¹ 119,395	¹ 137,040
その他	32,925	36,380
販売費及び一般管理費合計	536,786	591,393
営業利益	653,653	63,023
営業外収益		
受取利息	862	646
有価証券利息	-	6
雑収入	2,551	1,805
営業外収益合計	3,414	2,458
営業外費用		
支払手数料	-	715
為替差損	128	82
寄付金	3,000	-
営業外費用合計	3,128	798
経常利益	653,939	64,683
特別利益		
投資有価証券売却益	-	7,152
特別利益合計	-	7,152
特別損失		
固定資産除却損	² 104	² 1,103
特別損失合計	104	1,103
税引前当期純利益	653,834	70,732
法人税、住民税及び事業税	287,253	3,658
法人税等調整額	15,682	85,716
法人税等合計	271,571	89,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	382,263	18,642

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費	2	5,469	1.1	840	0.1
人件費		321,534	64.2	284,613	47.5
経費		174,107	34.7	313,671	52.4
小計		501,110	100.0	599,124	100.0
期首仕掛品棚卸高		-		2,100	
合計		501,110		601,225	
期末仕掛品棚卸高	3	2,100		2,530	
他勘定振替高		266,937		337,849	
当期売上原価		232,072		260,845	

(注) 1. 原価計算の方法は、次のとおりです。

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
プロジェクト別個別原価計算	同左

2. 経費のうち主な費目は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
有形固定資産減価償却費	5,992	19,310
無形固定資産減価償却費	54,993	72,944
不動産賃借料	22,563	25,746
外注費	59,888	165,784
消耗品費	11,733	10,361

3. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
販売活動等に係る人件費等を 販売費及び一般管理費へ振替	47,266	55,010
研究開発費を販売費及び一般 管理費へ振替	119,395	137,040
ソフトウェア仮勘定へ振替	100,275	145,797

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	524,675	553,675
当期変動額		
新株の発行	29,000	13,264
当期変動額合計	29,000	13,264
当期末残高	553,675	566,939
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	494,675	523,675
当期変動額		
新株の発行	29,000	13,264
当期変動額合計	29,000	13,264
当期末残高	523,675	536,939
資本剰余金合計		
当期首残高	494,675	523,675
当期変動額		
新株の発行	29,000	13,264
当期変動額合計	29,000	13,264
当期末残高	523,675	536,939
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	800,737	1,183,000
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	382,263	18,642
当期変動額合計	382,263	18,642
当期末残高	1,183,000	1,164,358
利益剰余金合計		
当期首残高	800,737	1,183,000
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	382,263	18,642
当期変動額合計	382,263	18,642
当期末残高	1,183,000	1,164,358
自己株式		
当期首残高	38,511	38,511
当期変動額		
自己株式の取得	-	99,958
当期変動額合計	-	99,958
当期末残高	38,511	138,469

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本合計		
当期首残高	1,781,576	2,221,839
当期変動額		
新株の発行	58,000	26,528
当期純利益又は当期純損失（ ）	382,263	18,642
自己株式の取得	-	99,958
当期変動額合計	440,263	92,072
当期末残高	2,221,839	2,129,767
新株予約権		
当期首残高	5,617	10,654
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,037	2,188
当期変動額合計	5,037	2,188
当期末残高	10,654	12,843
純資産合計		
当期首残高	1,787,193	2,232,494
当期変動額		
新株の発行	58,000	26,528
当期純利益又は当期純損失（ ）	382,263	18,642
自己株式の取得	-	99,958
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,037	2,188
当期変動額合計	445,301	89,883
当期末残高	2,232,494	2,142,610

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	653,834	70,732
減価償却費	65,741	110,598
株式報酬費用	5,037	3,795
投資有価証券売却損益（は益）	-	7,152
固定資産除却損	104	1,103
受取利息	862	646
有価証券利息	-	6
売上債権の増減額（は増加）	56,112	203,430
たな卸資産の増減額（は増加）	2,100	429
営業債務の増減額（は減少）	39,736	32,843
未払金の増減額（は減少）	9,018	11,859
未払費用の増減額（は減少）	1,311	4,620
未払消費税等の増減額（は減少）	4,312	24,450
預り金の増減額（は減少）	448	255
前受金の増減額（は減少）	23,624	3,536
その他	12,943	29,549
小計	709,788	281,382
利息の受取額	2,954	1,312
法人税等の支払額	254,852	332,207
営業活動によるキャッシュ・フロー	457,890	49,512
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,621	1,609
無形固定資産の取得による支出	103,169	146,752
有価証券の取得による支出	-	200,000
投資有価証券の取得による支出	-	305,625
投資有価証券の売却による収入	-	307,078
長期性預金の預入による支出	-	300,000
定期預金の払戻による収入	600,000	300,000
差入保証金の差入による支出	-	47,031
差入保証金の回収による収入	62,804	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	558,013	393,939
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	58,000	24,921
自己株式の取得による支出	-	99,958
配当金の支払額	160	1,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,839	76,515
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,073,742	519,967
現金及び現金同等物の期首残高	418,280	1,492,023
現金及び現金同等物の期末残高	1,492,023	972,056

【重要な会計方針】

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりしております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は建物8年、工具、器具及び備品1～8年です。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～3年）に基づく定額法により償却しております。

商標権については、10年間に亘る定額法により償却しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における計上額はありません。

6．収益及び費用の計上基準

ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準

（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の契約

工事完成基準

7．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によりしております。

【会計上の見積りの変更】

（会計上の見積りの変更）

見積金額及び使用見込期間の変更

平成24年2月7日本社の移転を決定し、平成24年3月19日に本社を移転しました。この決定に伴い、本社の不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更を行いました。また、建物附属設備、及び資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は、従来、耐用年数8年で減価償却を行ってきましたが、耐用年数を移転までの期間に変更して減価償却を行いました。

これにより、従来に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28,874千円減少しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

1. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
119,395千円	137,040千円

2. 固定資産除却損の内容は次の通りです。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具、器具及び備品 104千円	1,103千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	84,600	1,940	-	86,540
合計	84,600	1,940	-	86,540
自己株式				
普通株式	938	-	-	938
合計	938	-	-	938

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,940株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

2. 新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	10,654
合計		10,654

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	86,540	699	-	87,239
合計	86,540	699	-	87,239
自己株式				
普通株式（注）2	938	1,082	-	2,020
合計	938	1,082	-	2,020

（注）1 普通株式の発行済株式総数の増加699株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,082株は、平成23年11月30日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加です。

2．新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	当事業年度末残高 （千円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	12,843
合計		12,843

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 3月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年 3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,792,023	現金及び預金勘定 972,056
預入期間が3か月を超える定期預金 300,000	預入期間が3か月を超える定期預金 -
現金及び現金同等物 1,492,023	現金及び現金同等物 972,056

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されております。

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。

営業債務や未払金、未払配当金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての債権金額が少額なため、ヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,792,023	1,792,023	-
(2) 売掛金	401,532	401,532	-
(3) 差入保証金	35,602	33,706	1,896
資産計	2,229,158	2,227,262	1,896
(1) 買掛金	46,126	46,126	-
(2) 未払金	62,940	62,940	-
(3) 未払配当金	2,164	2,164	-
(4) 未払法人税等	189,581	189,581	-
(5) 未払消費税等	24,450	24,450	-
負債計	325,263	325,263	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは、おおそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、信用リスクがほとんどないと認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払配当金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,792,023	-	-	-
売掛金	394,042	7,489	-	-
差入保証金	-	-	35,602	-
合計	2,186,066	7,489	35,602	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されております。

未収還付法人税等については、短期間で回収となる税金の還付です。

有価証券及び投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び合同運用金銭信託であり、発行体の信用リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払配当金、未払法人税等についても、1年以内の支払期日です。

営業債務や未払金、未払配当金、未払法人税等は、流動性リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建ての債権については、その金額が少額なためヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	972,056	972,056	-
(2) 売掛金	198,102	198,102	-
(3) 有価証券	200,000	200,000	-
(4) 未収還付法人税等	144,213	144,213	-
(5) 長期預金	300,000	299,191	808
(6) 差入保証金	82,634	79,954	2,679
資産計	1,897,006	1,893,518	3,487
(1) 買掛金	13,282	13,282	-
(2) 未払金	112,792	112,792	-
(3) 未払配当金	686	686	-
(4) 未払法人税等	2,081	2,081	-
負債計	128,843	128,843	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 有価証券 (4) 未収還付法人税等

これらは、おおそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期預金

長期預金は、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割引いた現在価値を算定しています。

(6) 差入保証金

差入保証金は、信用リスクがほとんどないと認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払配当金 (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	5,700

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	972,056	-	-	-
売掛金	198,102	-	-	-
有価証券	200,000	-	-	-
未収還付法人税等	144,213	-	-	-
長期預金	-	300,000	-	-
差入保証金	35,602	-	47,031	-
合計	1,549,974	300,000	47,031	-

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成24年 3 月31日現在)

1 . その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,700	5,700	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	200,000	200,000	-
	小計	205,700	205,700	-
合計		205,700	205,700	-

2 . 売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	6,934	6,934	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	300,144	218	-
合計	307,078	7,152	-

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
当社は退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 2,712千円

販売費及び一般管理費「給料及び手当」 2,325千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
ストック・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注)1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記ストック・オプション数について所要の調整を行っております。

	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名
ストック・オプション数	普通株式 835株
付与日	平成21年5月15日
権利確定条件	付与日から権利確定日 < (注)4 > まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注)4. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	450	2,400	550	784
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	90
権利確定	450	630	180	-
未確定残	-	1,770	370	694
権利確定後 (株)				
前事業年度末	640	1,030	60	-
権利確定	450	630	180	-
権利行使	990	920	30	-
失効	-	-	-	-
未行使残	100	740	210	-

単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000	39,613
行使時平均株価 (円)	267,801	237,528	245,045	-
公正な評価単価 (付与日)(注) (円)	-	-	-	ア. 24,867 イ. 25,515 ウ. 26,055 エ. 26,503

(注) ア.～エ. は、上記3.(1)ストック・オプションの内容 (注)4. の権利確定条件及び対象勤務期間のア.～エ. に対応しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第6回ストック・オプションについては、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位あたりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

4. 当事業年度末における本源的価値

第1回から第6回ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額は、417,933千円です。

5. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、441,555千円です。

6. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

売上原価 2,199千円
販売費及び一般管理費「給料及び手当」 1,595千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社従業員 14名	当社監査役 2名
ストック・オプション数	普通株式 2,000株	普通株式 4,000株	普通株式 750株
付与日	平成17年10月3日及び 平成17年12月19日	平成18年7月3日、 平成18年11月1日及び 平成19年3月30日	平成18年11月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日< (注)1>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること	付与日から権利確定日< (注)2>まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注)1. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

3. 平成19年6月18日付で1株を10株とする株式分割を行ったことから、上記ストック・オプション数について所要の調整を行っております。

	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名
ストック・オプション数	普通株式 835株
付与日	平成21年5月15日
権利確定条件	付与日から権利確定日 < (注)4 > まで継続して勤務していること
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注)4. 上記権利行使期間の範囲内で、下記の権利行使の条件を満たすことによって権利確定します。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	1,770	370	694
付与	-	-	-	-
失効	-	20	160	-
権利確定	-	920	190	176
未確定残	-	830	20	518
権利確定後 (株)				
前事業年度末	100	740	210	-
権利確定	-	920	190	176
権利行使	-	280	320	99
失効	-	-	-	-
未行使残	100	1,380	80	77

単価情報

	第1回・第2回 ストック・オプション	第3回・第4回・第6回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,000	35,000	35,000	39,613
行使時平均株価 (円)	-	98,646	127,960	136,544
公正な評価単価 (付与日)(注) (円)	-	-	-	ア. 24,867 イ. 25,515 ウ. 26,055 エ. 26,503

(注) ア.～エ. は、上記3.(1)ストック・オプションの内容 (注)4. の権利確定条件及び対象勤務期間のア.～エ. に対応しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第6回ストック・オプションについては、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位あたりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元方式及び取引事例法の折衷法によっております。

4. 当事業年度末における本源的価値

第1回から第6回ストック・オプションの当事業年度末における本源的価値の合計額は、92,580千円です。

5. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額は、58,969千円です。

6. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
1 . 繰延税金資産の発生の原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 未払事業税否認 14,512 減価償却費損金算入限度超過額 7,176 未払賞与等否認 20,765 投資有価証券評価損否認 83,495 資産除去債務 3,368 繰延税金資産合計 129,318 繰延税金負債 資産除去費用 2,917 繰延税金資産の純額 126,401	1 . 繰延税金資産の発生の原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 未払事業税否認 356 減価償却費損金算入限度超過額 5,751 未払賞与等否認 1,213 資産除去債務 8,772 繰越欠損金 90,933 繰延税金資産小計 107,023 評価性引当額 47,683 繰延税金資産合計 59,343 繰延税金負債 未収還付事業税 9,982 資産除去費用 8,676 繰延税金負債合計 18,658 繰延税金資産の純額 40,685 (注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産 - 繰延税金資産 40,305千円 固定資産 - 繰延税金資産 380千円 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.95 住民税均等割 3.24 評価性引当額 67.41 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 9.12 加算税等 1.93 その他 0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 126.36
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の 5 以下であるため、注記を省略しております。	

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。 これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来40.69%となっておりましたが、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更されます。この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,453千円減少し、法人税等調整額が6,453千円増加しております。 また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることにともない、繰延税金資産の金額は11,873千円減少し、法人税等調整額は11,873千円増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成23年3月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は1.04%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	8,193千円
時の経過による調整額	85千円
期末残高	<u>8,278千円</u>

当事業年度末(平成24年3月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は0.69%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,278千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,601千円
時の経過による調整額	642千円
見積りの変更に伴う増加額	2,994千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>11,900千円</u>
期末残高	<u>24,615千円</u>

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、組込ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、組込ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 事業分野ごとの情報

(単位: 千円)

	ネットワーク関連		データベース 関連	高速起動関連	合計
	ゲーム分野	ネットワーク分野			
外部顧客への売上高	833,261	393,542	140,695	55,012	1,422,511

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
任天堂株式会社	833,075	組込ソフトウェア事業

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 事業分野ごとの情報

(単位: 千円)

	ネットワーク関連		データベース 関連	高速起動関連	合計
	ゲーム分野	ネットワーク分野			
外部顧客への売上高	256,897	407,778	169,452	81,132	915,262

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
任天堂株式会社	256,826	組込ソフトウェア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (千 円)	事 業 の 内 容 又 は 業 職	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 係 関	取 引 の 内 容	取 金 引 額 (千 円)	科 目	期 未 残 高 (千 円)
役 員	川内雅彦	-	-	前当社代表 取締役会長	(被所有) 直接 - %	-	ストック・オブ ションの権利行 使 (注)	12,000	-	-

(注) 平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議により、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された
ストック・オプション（新株予約権）の当事業年度中の権利行使を記載しております。

なお、ストック・オプションの詳細については、（ストック・オプション等関係）をご覧ください。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	25,955.46円	1株当たり純資産額	24,991.69円
1株当たり当期純利益金額	4,505.16円	1株当たり当期純損失金額	217.68円
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	4,305.39円	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	- 円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失金額 () (千円)	382,263	18,642
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失金額 () (千円)	382,263	18,642
期中平均株式数 (株)	84,850	85,639
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	3,937	-
(うち新株予約権)	(3,937)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません	平成23年 6 月23日定時株主総会決議によるストックオプション (新株予約権の数1,030個 普通株式の数1,030株)

(重要な後発事象)

ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成24年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成23年 6 月23日開催の定時株主総会で承認された、当社の取締役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容を決議いたしました。

この内容の詳細については「第 4 提出会社の状況 1.株式の状況 (9)ストックオプション制度の内容 (平成23年 6 月23日開催の定時株主総会決議) 」に記載しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
		株式会社Sassor	30	5,700

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額（千円）
		（合同運用金銭信託） マネートラスト（A運用タイプ）	1	200,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	32,435	75,351	35,429	72,357	753	31,625	71,603
工具、器具及び備品	31,878	3,663	3,680	31,862	21,039	4,526	10,822
有形固定資産計	64,314	79,015	39,109	104,219	21,793	36,151	82,426
無形固定資産							
ソフトウェア	268,737	154,217	14,769	408,186	187,520	74,088	220,665
ソフトウェア仮勘定	32,286	145,797	153,263	24,821	-	-	24,821
商標権	3,581	-	-	3,581	1,542	358	2,038
無形固定資産計	304,605	300,015	168,032	436,588	189,063	74,446	247,525

（注）当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	本社移転による取得	72,357千円
	減少額	本社移転による除却	35,429千円
工具、器具及び備品	増加額	購入	3,663千円
	減少額	除却	3,680千円
ソフトウェア	増加額	販売用ソフトウェア開発	153,263千円
	減少額	償却完了	14,769千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	販売用ソフトウェア開発	145,797千円
	減少額	ソフトウェアへの振替	153,263千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	969,932
別段預金	2,123
合計	972,056

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社村田製作所	36,357
任天堂株式会社	26,428
パナソニック株式会社デバイス社	14,120
住友電工ネットワークス株式会社	13,881
パナソニック株式会社AVCネットワークス社	12,324
その他	94,990
合計	198,102

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
401,532	933,638	1,137,068	198,102	85.2	117.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品目	金額（千円）
受託開発ソフトウェア	2,530
合計	2,530

未収還付法人税等

区分	金額（千円）
法人税	97,725
都民税	20,225
事業税	12,339
地方法人特別税	13,922
合計	144,213

長期預金

区分	金額（千円）
定期預金	300,000
合計	300,000

買掛金

相手先	金額（千円）
データテクノロジー株式会社	6,258
株式会社エイム	5,460
株式会社コア	1,522
その他	42
合計	13,282

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
売上高（千円）	153,303	408,908	658,198	915,262
税引前四半期（当期）純利益金額又は税引前四半期純損失金額（ ）（千円）	19,992	56,049	74,864	70,732
四半期（当期）純利益金額又は四半期（当期）純損失金額（ ）（千円）	12,828	27,590	22,350	18,642
１株当たり四半期（当期）純利益金額又は１株当たり四半期（当期）純損失金額（ ）（円）	149.59	321.43	260.48	217.68

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（ ）（円）	149.59	470.43	61.10	479.25

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	3 月31日
剰余金の配当の基準日	9 月30日及び 3 月31日
1 単元の株式数	_____
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	_____ _____ _____ _____
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により、電子公告に することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告は、当社ホームページに掲載しており、そのURLは以下のとおりで す。 http://www.ubiquitous.co.jp/ir/kokoku/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第10期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成23年6月24日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第11期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出
（第11期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日関東財務局長に提出
（第11期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成23年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
- (5) 自己株券買付状況報告書
平成23年12月12日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成23年11月30日 至 平成23年11月30日）
平成24年1月13日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成23年12月1日 至 平成23年12月31日）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 2 4 年 6 月 1 9 日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

米澤 英樹

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐野 明宏

印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの第 1 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユビキタスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ユビキタスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。